

国立大学法人鳥取大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 期末特別手当の額について、鳥取大学役員報酬規程に基づき、各役員の在職期間における業績を勘案し、経営協議会に諮った上で、これを増額し、又は減額することができることとしている。 〕

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	俸給月額を0.5%引き下げた。(平成24年4月1日)
理事		法人の長に同じ。
理事 (非常勤)		非常勤役員手当を0.5%引き下げた。(平成24年4月1日)
監事		法人の長に同じ。
監事 (非常勤)		非常勤役員手当を0.5%引き下げた。(平成24年4月1日)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,289	千円 11,732	千円 4,281	千円 276 (単身赴任手当)		3月31日	
A理事	千円 12,658	千円 9,274	千円 3,384	千円 ()		3月31日	
B理事	千円 11,492	千円 8,006	千円 2,921	千円 564 (単身赴任手当)			◇
C理事	千円 12,658	千円 9,274	千円 3,384	千円 ()		3月31日	
D理事	千円 10,977	千円 8,006	千円 2,921	千円 49 (通勤手当)		3月31日	
E理事 (非常勤)	千円 1,979	千円 1,979	千円	千円 ()		3月31日	※
A監事	千円 10,977	千円 8,006	千円 2,921	千円 49 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,534	千円 1,534	千円	千円 ()			

注1:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」該当がない場合は空欄。

注2:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長					該当者なし	
理事					該当者なし	
監事					該当者なし	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*」;
該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務内容の洗い出しを行い、合理化計画を立て、人件費に関して適切な対応をする。
すなわち、事務系職員については、常に業務の見直し、合理化、簡素化を徹底して行うと共に、事務組織の再編、人員配置の検討などにより、採用の抑制に努める。
また、教員については、定員の一部を学長管理定員として全学的な観点で運用すると共に、退職者に係る補充についても抑制に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準に準じるための措置として、俸給月額、手当等の改定を図る。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び業績手当の成績率の決定にあたっては、人事・業績評価の結果等を踏まえた勤務成績又はこれに足ると認められる事実に基づいて考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	昇給日前1年間における勤務成績に応じて行い、昇給の号俸数は、その1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸とすることを標準として決定される。
俸給月額 (昇格)	勤務成績が特に良好な職員で、昇格基準に達した者は、その資格に応じて上位の級に昇格されることがある。
賞与・業績手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- 月例給の改定(平成24年4月1日実施)
 - 若年層を除き、俸給月額を平均0.23%引き下げた。
- 俸給の調整額に係る調整基本額の一部引き下げ(平成24年4月1日実施)
 - 俸給月額の引き下げ改定に伴い、俸給の調整額に係る調整基本額を一部引き下げた。[△100円]
- 平成24年4月1日における号俸の調整(平成24年4月1日実施)
 - 平成24年4月1日において36歳に満たない職員で、平成19年1月から平成21年1月までの昇給において昇給号数の抑制を受けた者(これに相当する者を含む。)の号俸を、最大2号俸上位に引き上げた。
- 管理職手当支給対象者の拡大(平成24年4月1日実施)
 - 技術部組織の一元化に伴い設置した技術部の統括技術長及び技術長について、管理職手当の支給対象とした。[統括技術長:月額55,500円～62,300円、技術長:42,600円～51,900円]
 - 保健管理センター所長について、新たに管理職手当の支給対象とした。[月額66,800円]
- 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
(職員について)
 - 実施期間:平成24年7月～平成26年3月
 - 俸給関係の措置の内容:職員の職務の級又は号俸に応じた率を減額して支給 [行政職俸給表(一)1級～2級相当(▲4.77%), 行政職俸給表(一)3級～6級相当(▲7.77%), 行政職俸給表(一)7級相当以上(▲9.77%), 指定職俸給表(すべての号俸)(▲9.77%)]
 - 諸手当関係の措置の内容:次に掲げる手当について、その種類に応じた率を減額して支給
 - 管理職手当(▲10%)
 - 教職調整手当(俸給に係る減額率と同率)
 - 異動保障手当及び広域異動手当(俸給及び教職調整手当に係る部分については俸給に係る減額率と同率、管理職手当に係る部分については▲10%)
 - 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当(俸給に係る減額率と同率)
 - 期末手当及び業績手当(▲9.77%)
 - 国と異なる措置の概要:次に掲げる措置を講じた。
 - 附属学校教員について、その大部分が鳥取県からの人事交流職員であるため、鳥取県が特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した給与特例減額措置を実施するまでの間は、適用除外とした。

- 2) 医学部附属病院に勤務する看護師, 医療技術職員等について, 病院経営上の必要性から, 給与特例減額措置による減額相当分を給与として補填することとした。
- 3) 医学部附属病院において診療に従事する大学教員等について, 病院経営上の必要性から, 給与特例減額措置の実施期間中, 毎月定額の手当を支給することとした。

[助教:15,000円/月, 講師20,000円/月, 准教授30,000円/月, 教授40,000円/月]

(役員について)

- ・実施期間:平成24年7月～平成26年3月
- ・俸給関係の措置の内容:俸給月額を減額して支給 (▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容:次に掲げる手当について, 減額して支給
 - ①異動保障手当及び広域異動手当(▲9.77%)
 - ②期末特別手当(▲9.77%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1,629	41.2	5,769	4,339	40	1,430
事務・技術	322	40.5	4,799	3,633	54	1,166
教育職種 (大学教員)	612	48.0	7,627	5,691	31	1,936
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	502	33.8	4,323	3,282	38	1,041
技能・労務職種	5	55.9	4,523	3,430	74	1,093
教育職種(附属高校教員)	23	47.3	7,409	5,601	83	1,808
教育職種(附属義務教育学校教員)	39	45.6	6,815	5,136	75	1,679
医療職種(病院医療技術職員)	123	35.8	4,402	3,339	42	1,063
その他医療職種(医療技術職員)	1					
その他医療職種(看護師)	2					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	45	43.2	3,115	2,491	53	624
事務・技術	27	43.0	2,629	2,085	55	544
教育職種 (大学教員)	10	43.1	4,300	3,464	40	836
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	4	47.0	3,641	2,965	37	676
技能・労務職種	2					
その他医療職種(看護師)	1					
その他医療職種(医療技術職員)	1					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:各区分における人員が2人以下の場合については、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3:技能・労務職種とは、自動車運転手、看護助手等の職種を示す。

注4:教育職種(附属高校教員)とは、附属特別支援学校教員を示す。

注5:医療職種(病院医療技術職員)とは、病院における薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等の職種を示す。

注6:その他医療職種(医療技術職員)とは、病院以外での医療職種(医療技術職員)を示す。

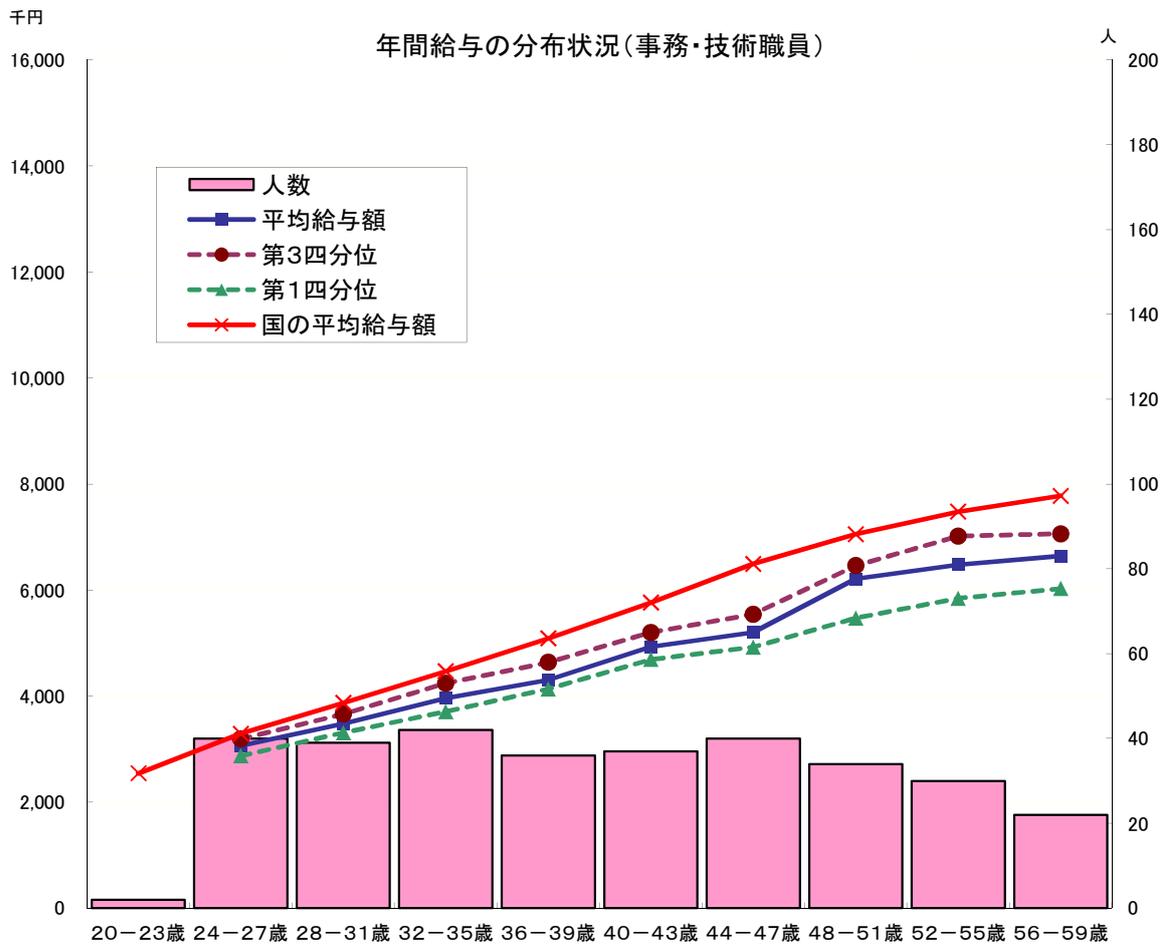
注7:その他医療職種(看護師)とは、病院以外での医療職種(看護師)を示す。

① 職種別支給状況(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
任期付職員	54	32.3	4,204	4,204	0	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	8	40.8	7,560	7,560	0	0
医療職種 (病院医師)	46	30.8	3,621	3,621	0	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注:医療職種(病院医師)とは、医員及び研修医を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

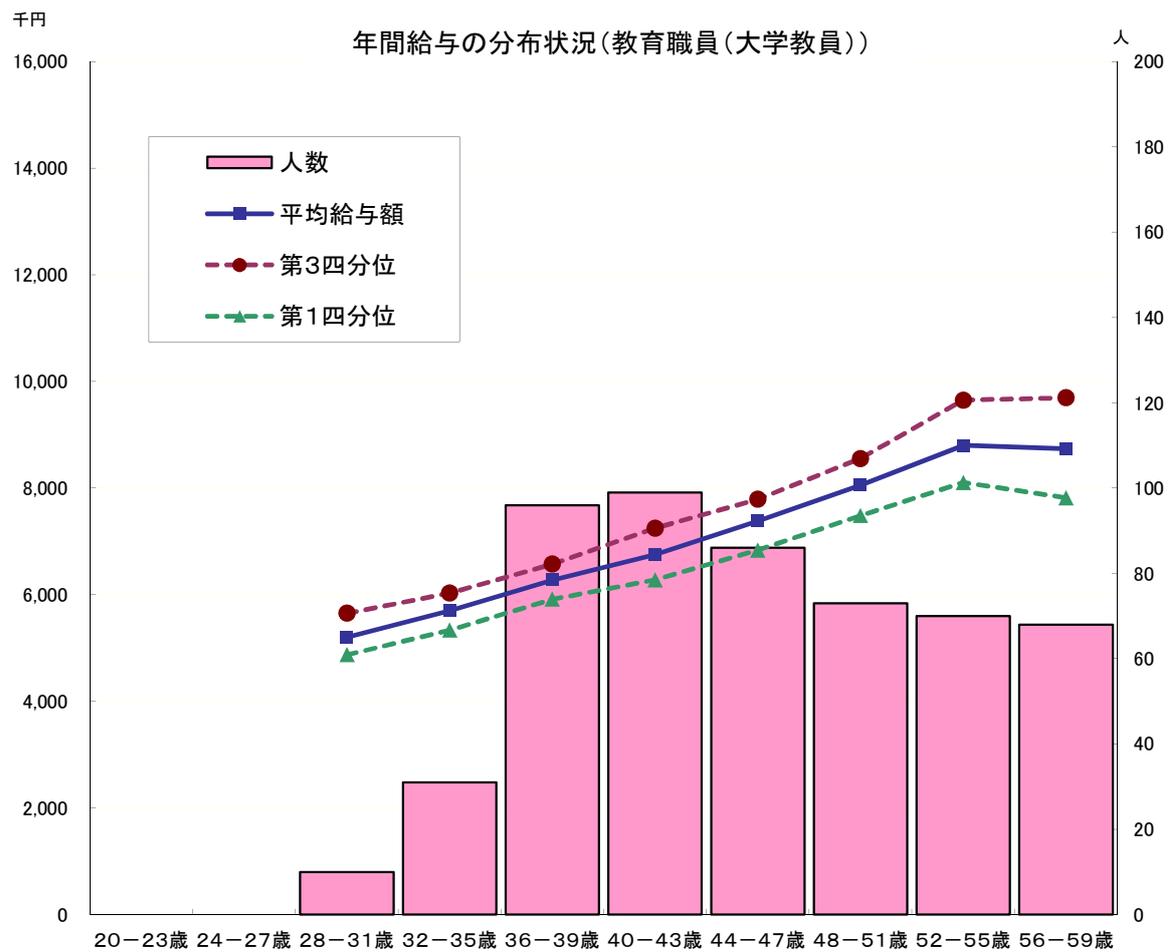


注1: 年齢が20～23歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注2: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

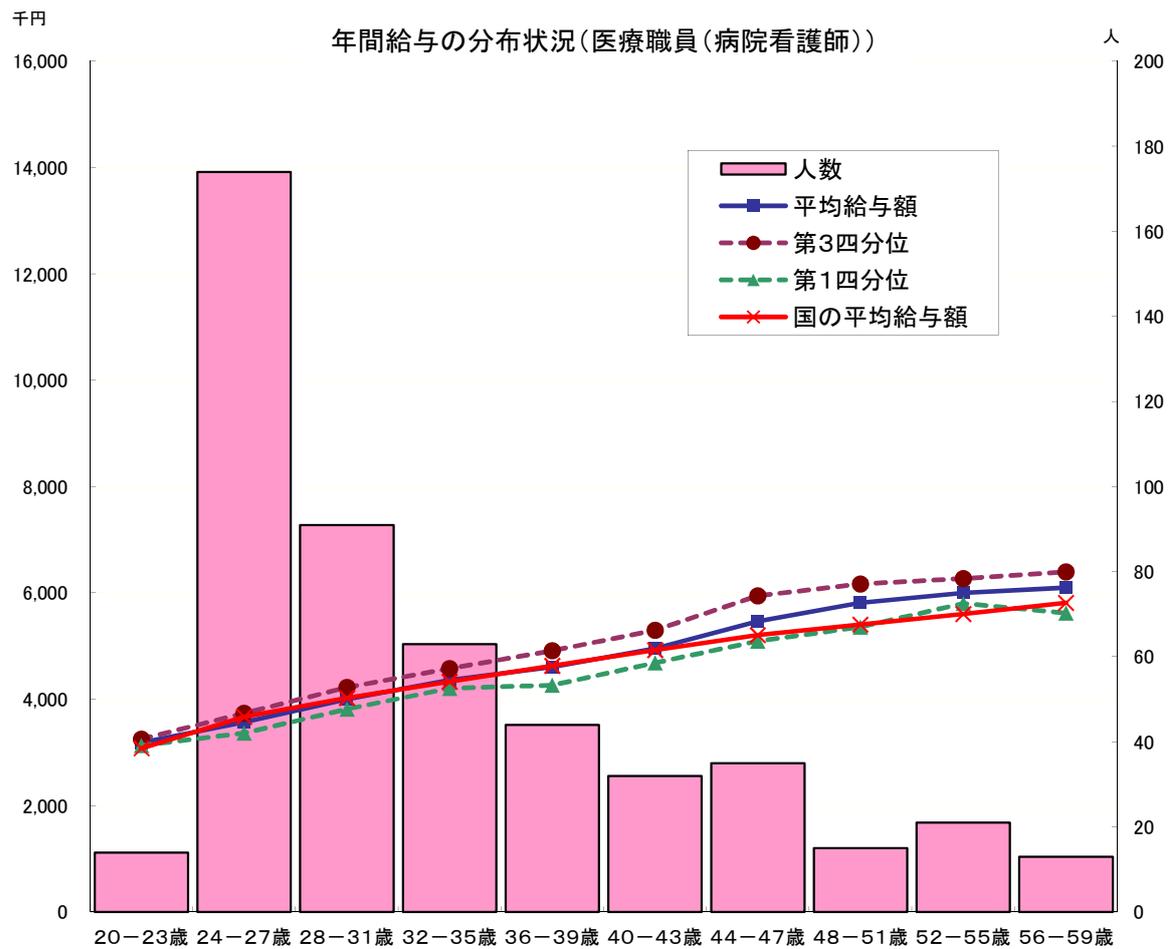
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 (・課長 ・係長 ・係員)	22	53.6	6,686	7,147	7,589
	106	44.9	4,892	5,166	5,556
	126	31.3	3,126	3,486	3,779



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
〔・教授 ・准教授 ・助教〕	202	56.1	8,623	9,211	9,801		
	183	47.7	6,996	7,435	7,802		
	163	40.2	5,726	6,052	6,465		



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位 (・看護師長 ・看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
	22	50.3	6,042	6,166	6,303		
	414	31.5	3,545	4,008	4,370		

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長 主任	室長 副課長 係長	課長 室長 副課長
人員 (割合)	322 人	44 人 (13.7%)	98 人 (30.4%)	113 人 (35.1%)	36 人 (11.2%)	18 人 (5.6%)
年齢(最高 ～最低)		41～22 歳	53～27 歳	58～34 歳	59～44 歳	59～41 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,976～ 2,043 千円	3,753～ 2,355 千円	4,672～ 3,078 千円	5,238～ 3,826 千円	5,787～ 4,392 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,816～ 2,688 千円	4,864～ 3,100 千円	6,105～ 4,099 千円	6,954～ 5,176 千円	7,468～ 5,977 千円

6級	7級	8級	9級
課長	部長	事務局長 部長	事務局長
7 人 (2.2%)	6 人 (1.9%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
59～48 歳	57～49 歳	～ 歳	～ 歳
6,477～ 5,372 千円	7,806～ 6,277 千円	～ 千円	～ 千円
8,473～ 7,063 千円	10,398～ 8,500 千円	～ 千円	～ 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	612 人	0 人 (0.0%)	163 人 (26.6%)	64 人 (10.5%)	183 人 (29.9%)	202 人 (33.0%)
年齢(最高 ～最低)		～ 歳	64～28 歳	59～31 歳	64～35 歳	64～42 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円	5,780～ 3,425 千円	6,340～ 3,663 千円	6,757～ 4,336 千円	8,620～ 5,385 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	7,460～ 4,542 千円	8,289～ 4,874 千円	9,223～ 5,924 千円	11,771～ 7,305 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	502	1 (0.2%)	414 (82.5%)	63 (12.5%)	20 (4.0%)	4 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
年齢(最高～最低)		～	59～22	59～31	58～45	59～51	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	4,726～ 2,269	4,786～ 3,059	4,881～ 4,255	5,754～ 5,396	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	6,239～ 2,996	6,496～ 4,136	6,667～ 5,883	7,715～ 7,286	～	～

注:各区分における人員が2人以下の場合については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.4%	64.7%	63.5%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.6%	35.3%	36.5%
	最高～最低	48.4～32.9%	46.5～30.6%	45.8～31.9%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.1%	67.0%	65.5%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.9%	33.0%	34.5%
	最高～最低	42.5～31.7%	39.7～29.6%	41.1～31.1%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.4%	65.8%	64.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.6%	34.2%	36.0%
	最高～最低	49.9～33.3%	41.8～30.4%	46.1～32.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.3%	67.1%	65.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.7%	32.9%	34.3%
	最高～最低	44.8～31.4%	46.1～28.9%	45.5～30.2%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 57.7	% 60.5	% 59.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.3	% 39.5	% 40.9
	最高～最低	% 42.5～41.8	% 39.7～39.0	% 41.0～40.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 67.0	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.0	% 34.4
	最高～最低	% 42.5～31.7	% 39.7～29.3	% 41.0～30.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

86.4

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

94.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

94.0

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

100.5

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

95.2

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	86.4
	参考	地域勘案 94.5 学歴勘案 86.9 地域・学歴勘案 94.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 32.4% (国からの財政支出額 12,218百万円、支出予算の総額 37,620百万円：平成24年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えておらず、また、対国家公務員指数も100未満であることから適切な給与水準であると思われる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮する。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	100.5
	参考	地域勘案 102.7 学歴勘案 100.9 地域・学歴勘案 102.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して法人において講じている給与減額支給措置について、病院看護師は、病院経営上の必要性から、当該減額支給措置に係る減額相当分を給与として補填したことによるものである。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 32.4% (国からの財政支出額 12,218百万円、支出予算の総額 37,620百万円：平成24年度予算)	
	【検証結果】 給与水準が高くなっている要因は上記のとおりであり、これを除く給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮する。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

95.5

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	10,111,761	10,325,587	△ 213,826 (△ 2.1)	△ 270,492 (△ 2.6)
退職手当支給額 (B)	1,272,919	809,394	463,525 (57.3)	162,689 (14.7)
非常勤役職員等給与 (C)	4,140,848	3,829,305	311,543 (8.1)	661,105 (19.0)
福利厚生費 (D)	1,949,202	1,843,298	105,904 (5.7)	223,385 (12.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	17,474,730	16,807,584	667,146 (4.0)	776,687 (4.7)

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役職員等給与」の額には、人材派遣契約に係る費用等を含んでおり、一方、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額には、福利厚生費を含んでいるため、これらの額は一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」は、対前年度比▲2.1%であり、若年・中堅層を対象とした昇給抑制号俸回復措置を平成24年4月に実施したことによる支給額の増加がある一方で、国家公務員に準じた給与等の減額改定（平成24年4月実施）及び特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して法人において講じた給与減額支給措置により支給額が減少したことが主な要因となっている。

なお、「最広義人件費」は、対前年度比4.0%増であり、これは、前述の給与、報酬等支給総額の減がある一方で、下記②のとおり退職手当支給額の大幅な増加及び病院経営上の必要性から看護師等の増員を図ったこと等による非常勤役職員等給与の増が主な要因となっている。

(前述の給与減額支給措置による人件費の削減額は、▲557,785千円であり、その職種別内訳は、役員：5,643千円、事務・技術職員：▲98,482千円、技能・労務職種：888千円、大学教員：▲306,316千円、病院看護師：▲116,092千円、病院医療技術職員▲29,459千円、その他の職員901千円である。)

注1) 上記給与特例減額措置による人件費削減額は、給与減額支給措置がないものとした場合の給与額を役員ごとに算出し、実績支給額との差額を集計したものである。

注2) 病院看護師及び病院医療技術職員については、上記給与減額支給措置による減額相当分を給与として補填している。

- ② 「退職手当支給額」は、対前年度比57.3%増であり、これは、「国家公務員の退職手当の支給等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、法人において講じた退職手当の支給水準引下げ措置による支給額の減少がある一方で、定年退職者の増加及び比較的在職期間の長い職員の自己都合退職等の増加による支給額の大幅な増加があったことが主な要因となっている。

(前述の退職手当支給水準引下げ措置による「退職手当支給額」の削減額は、▲59,240千円であり、その職種別内訳は、役員：▲8,823千円、事務・技術職員：▲5,604千円、大学教員：▲39,797千円、病院看護師4,979千円、その他の職員36千円となっている。また、「非常勤役職員等給与」においても、▲450千円の支給額減となっている。)

注) 上記退職手当の支給水準引下げ措置による退職手当支給額の削減額は、支給水準引下げ措置がないものとした場合の退職手当額を役員ごとに算出し、実績支給額との差額を集計したものである。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

- ・ 役職員の退職手当について、支給水準の引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要：

従来の算出方法による額に100分の87（平成25年9月30日までは100分の98，平成25年10月1日から平成26年6月30日までは100分の92）を乗じて得た額とした。

職員に関する講じた措置の概要：

退職手当額算出に係る調整率を100分の104から100分の87（平成25年9月30日までは100分の98，平成25年10月1日から平成26年6月30日までは100分の92）に引き下げた。